

令和2年度就学援助（新入学用品費）の入学前支給について（お知らせ）

令和元年11月 太宰府市教育委員会 学校教育課

太宰府市教育委員会では、太宰府市立の小学校・中学校に在籍の児童生徒、もしくは私立・県立の小・中学校（中高一貫教育学校の中等部含む）に在籍する太宰府市在住の小・中学生のうち、経済的な理由で給食費や学用品費など、学校での学習に必要な費用の支払いにお困りの保護者の方に、一定の費用を援助する制度を設けています。

令和2年4月に入学予定のお子様の保護者の方で、就学援助の要件に該当し、期間内に申請された方に、就学援助の新入学用品費を入学前に支給します。

◆援助の対象となる方

令和2年4月に入学予定のお子様がいる世帯で、下記の（1）～（3）のいずれかに該当する世帯です。

（1）生活保護法に基づく保護の停止または廃止の措置を受けて1年以内の世帯

（2）児童扶養手当の支給を受けている世帯

※児童扶養手当とは、主に母子及び父子世帯の方が対象で児童手当とは異なります。

（3）前年度市民税所得割額が市で定めた基準額以下の世帯（下記表）

同じ世帯全員の平成31年度市民税 所得割額（住宅ローン控除、配当控除、寄付金控除等適用前）の合計額が、基準額以下

（参考 平成31年度就学援助認定基準額）

お子様の人数	1～2人	3人	4人	5人
基準額	96,600円	117,900円	139,200円	160,500円

※「お子様の人数」とは、16歳未満の扶養親族の人数

※お子様の人数が6人以上の場合は、5人の場合の基準額に、1人につき21,300円を加算します。

（4）その他、経済的理由で援助が必要と認められる方

◆申込開始日および受付場所

令和2年1月14日（火）より市役所2階学校教育課窓口にて受付を行います。（郵送可）

（平日8：30～17：00、土・日・祝日は除きます。）

入学用品費の入学前支給の申請で認定となった場合、新入学用品費以外の費目についても支給対象となりますので、再度就学援助の申請をする必要はありません。

◆提出締切

新入学用品費の入学前支給を希望される方は、令和2年2月14日（金）まで市役所2階学校教育課窓口にて提出してください。令和2年5月8日（金）までに申請がなされた場合は、4月1日からの適用になります。

※締切後も、随時受付は行いますが、申請された翌月からの適用になります。

例）6月3日に申請をすれば、7月からの適用になります。

◆申請に必要なもの

対象要件ごとに、ご準備いただくものが異なりますので、ご注意ください。

◎共通して必要なもの

①就学援助費受給申請書（兼世帯票）

※申請書の裏面の誓約書・同意書、委任状の欄をお読みになったうえで署名・押印をお願いします。

②印鑑（認印可）

③保護者名義の振込先がわかるもの（預金通帳等）

◎上記「◆援助の対象となる方」の要件ごとに必要となるもの

（1）に該当する場合・・・停止または廃止の日付が分かる書類

（2）に該当する場合・・・児童扶養手当支給証明書（郵送での提出は、写しを同封）

（3）に該当する場合・・・※平成31年度課税証明書（18歳以上の同世帯全員分）

※平成31年1月1日現在、太宰府市に在住されていた方は原則として提出する必要はありません。

《裏面もご覧ください》

◆申請書等配布場所

太宰府市役所2階学校教育課窓口もしくは太宰府市のHPより取得してください。(1月14日以降)

HP アドレス：<http://www.city.dazaifu.lg.jp/>

(トップページ > くらし・行政サイト > 組織から探す > 教育部・学校教育課 > 義務教育係・学校・教育 > 新入学用品費入学前支給について)

◆支給項目および金額

(参考 平成31年度支給額)

※令和2年度の支給金額については、後日決定します。

項目	小学校	中学校
給食費	実費を支給	
学用品費	年額 11,520円	年額 22,510円
通学用品費	(2~6年生対象) 年額 2,250円	(2・3年生対象) 年額 2,250円
※1 新入学用品費	(1年生対象) 年額 50,600円	(1年生対象) 年額 57,400円
	4月1日に認定を受けている、新1年生が対象になります。	
修学旅行費	実費(一部対象外となる項目あり)を支給	
校外活動費 (宿泊なし)	見学料・交通費(支給の対象は、学校教育課で調査を行います)	
校外活動費 (宿泊あり)	見学料・交通費(支給の対象は、学校教育課で調査を行います)	
生徒会費		実費(5,500円上限)
PTA会費	実費(3,410円上限)	実費(4,220円上限)
クラブ活動費		(部活動等所属者対象) 年額 6,000円
医療費	保護者が本来負担する額(6月認定までが対象となります。) (学校での健康診断の結果、対象になる場合は医療券を発行します)	
ランチサービス利用料		実費
卒業アルバム代等【新】	実費	実費

○ 7月、12月、3月に分けて支給します。

※1 新入学用品費の入学前支給に該当する方は、入学前にも支給します(入学前の3月予定)。

※2 各小中学校での校納金の金額や口座振替の手続きについては、各学校で取り扱いを行なっていますので、各学校に直接お問い合わせください。

◆留意事項

○ 就学援助は、「毎年度」申請が必要になります。

○ 就学援助費は、申請した翌月から適用となります。ただし、5月8日(金)までに申請され、認定になった場合は、4月1日からの適用になります。

○ 「新入学用品費」は教育委員会が認定した日の1年生が対象になります。

○ 給食費等に未納があった場合は、学校を通した支払いになることがあります。

○ 認定の可否については判定後、結果を通知します。

○ FAX・メールでの申請はできません。

○ 別紙またはHPによくある質問等を掲載しています。参考にしてください。

○ 中学校におけるランチサービス利用料は、利用回数に応じて実費支給になります。

○ 私立に在籍する太宰府市在住の小・中学生には通学費を支給します。(小学生4km以上、中学生6km以上のみ)

《参考資料》

お知らせの表、「◆援助の対象となる方」の(3)市民税所得割額について

下記の太枠で囲まれている金額(世帯の合計額)が「審査対象額」です。

- ◎ 基準額は、お子様の人数(16歳未満の扶養親族)の人数によって変更になります。(案内文書参照)
- ◎ 住宅ローン控除、配当控除、寄付金控除等を受けている方は、控除前の所得割額が審査対象額になります。

※平成31年1月1日現在、太宰府市に在住されていた方は原則として提出する必要はありません。

(太宰府市外に在住されていた方は、平成31年度課税証明書の提出が必要になります)

◎住民税の課税明細書(自営業等の方)

平成 年度 市民税・県民税課税明細

様

所得金額		所得控除額		課税所得金額			
給与収入	円	雑損	円	総所得	円		
給与所得	円	医療費	円	分離短期	円		
公的年金等収入	円	社会保険料	円	分離長期	円		
雑(公的年金等)	円	小規模	円	株等譲渡(未公開)	円		
雑(公的年金等以外)	円	生命保険料	円	株等譲渡(上場)	円		
営業等	円	地震保険料	円	上場株式等の配当	円		
農業	円	障害者	人 万円	山林・先物	円		
不動産	円	寡・働	円		市民税	県民税	
利子	円	配偶者	円	税額控除前所得割	円	円	円
配当	円	配偶者特別	円	調整控除額	円	円	円
総合譲渡一時	円	扶養	人 万円	税額控除	円	円	円
総所得合計	円	基礎	円	居住用不動産等	円	円	円
		合計	円	配当所得除戻・株式等譲渡所得特別控除	円	円	円
分離課税分の所得金額		参考		所得割	円	円	円
短期譲渡	円	①扶養親族	人	均等割	円	円	円
長期譲渡	円			合計税額	円	円	円
株等譲渡(未公開)	円	あなたの平成26年度の市民税県民税合計税額					
株等譲渡(上場)	円						
上場株式等の配当	円						
先物取引	円						
山林	円						

◎給与と所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)(会社員等)

変更通知書(納税義務者用)				
①				
課税				
課税				
所得				
課税				
の配当				
引				
区分	本人	該当	区分	課税
所得	課税	所得	課税	所得
課税	所得	課税	所得	課税

市	税額控除額④
	税額控除額⑤
	所得割額⑥
	均等割額⑦
県	税額控除額④
	税額控除額⑤
	所得割額⑥
	均等割額⑦
額	特別徴収税額⑧
	控除不足額⑨
	既充当額⑩
	既納付額⑪
	前納付額⑫-⑬-⑭
	変更前税額⑮
	増減額⑯-⑰
	変更月

受給者番号	氏名	指定番号
住所	個人番号	
<p>あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第42条の4(第21条の4)の規定によって通知します。また、この通知書の送達事項に不備がある場合は、この通知書を受けた日の翌日から起算して10日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める請求は、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市長を被告として(市長が原告の代表者となります)提起することができます。</p> <p>なお、処分(取消し)の請求は、前記の異議申立てに対する決定を補った後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分(取消し)又は申訴の提起により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他決定を遅いことにつき正当な理由があるときは、決定を求めなくても処分(取消し)の請求を提起することができます。</p>		
平成 年 月 日		
太宰府市長		
納付額	6月分	9月分
	7月分	10月分
	8月分	11月分
		12月分
		1月分
		2月分
		3月分
		4月分
		5月分

問合せ先 税務課市民税係 (092)921-2121 内線330-331

◆よくある質問等

Q1. 就学援助費の支給時期はいつですか？

A1. 7月、12月、3月を予定しています。新入学用品費の入学前支給に該当する方は、入学前にも支給があります。

Q2. 就学援助を受けていれば、校納金は納めなくていいですか？

A2. いいえ。校納金は保護者の方が直接学校に支払ってください。就学援助を受けていれば校納金を支払わなくてよい、ということはありません。

Q3. 支給金額はいくらですか？

A3. 個人によって異なります。裏面を参考にしてください。また、給食費、校外活動費、修学旅行費、クラブ活動費等については、学校教育課が学校に調査をします。保護者の方の提出書類等は必要ありません。

Q4. 1度申請をすれば、もう申請をしなくてもいいですか？

A4. いいえ。毎年度申請が必要になります。就学援助費の受給を希望する方は、毎年度申請をしてください。

Q5. 5月上旬を過ぎても申請は受け付けられますか？

A5. はい。随時受け付けています。別紙を参照ください。

Q6. 振込希望口座を変更したいのですが、変更可能ですか？

A6. はい。振込口座を変更することはできます。学校教育課の窓口に来られるか、お問い合わせください。

Q7. 結婚、離婚等で世帯構成員に変更があります。どうしたらいいですか？

A7. 速やかに学校教育課までお知らせください。

Q8. 新入学用品費の入学前支給を希望していますが、入学前に転出するかもしれません。どうしたらいいですか？

A8. 転出する可能性がある方は、申請前に学校教育課にお問い合わせください。

Q9. 就学援助の申請をしたか忘れました。振込希望口座を忘れました。教えてくれますか？

A9. はい。学校教育課にお問い合わせください。お調べします。

Q10. 認定基準額を超過しているかもしれません。申請してもいいですか？

A10. はい。申請は受け付けます。審査の結果は後日、郵送でお知らせします。

Q11. 新入学用品費の入学前支給の申請の結果が認定でした。再度就学援助の申請が必要ですか？

A11. いいえ。新入学用品費の入学前支給の申請で認定となった場合、就学援助のほかの費目についても支給対象となりますので、再度就学援助の申請をする必要はありません。

Q12. 医療費のことについて教えてください。

A12. 医療費は、太宰府市教育委員会が発行した医療券を保護者が使用することによって、保護者が本来負担する（病院で支払う）額を、太宰府市教育委員会が代わりに支払う制度ですが、どの病気も適用になるわけではありません。学校での健康診断の結果対象になる場合、医療券を発行します。

※7月以降の認定者は、医療券の発行対象にはなりません。

《参考》医療券の発行対象は、学校保健安全法施行令第8条に定める以下の学校病のみです。

トラコーマ及び結膜炎・白せん、かいせん及び膿痂疹・中耳炎・慢性副鼻腔炎及びアデノイド・う歯・寄生虫病（虫卵保有含む。）※但し、アレルギー性の疾病は対象外となります。

問い合わせ先

〒818-0198 太宰府市観世音寺一丁目1番1号
太宰府市教育委員会 教育部 学校教育課 義務教育係
☎ 092-921-2121 （内線）469・448